

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

2019年
2月1日
第408号



http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

J R 東海労働組合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

一方的休日出勤反対! 組織の総力で闘う!

第34回臨時大会開催



J R 東海労は1月20日、名古屋市内で第34回臨時大会を開催しました。大会には、110名が結集しました。山本副委員長の開会で始まり、議長に湊代議員(大阪交番検査車両所分会)を選出しました。来賓として、J R 総連より榎本委員長、淵上法対・調査部長が参加しました。

木下委員長は、挨拶で「できる限りの闘いをやりつづけて、組織強化・拡大を勝ち取ろう」と訴えました。

質疑では、一方的休日出勤反対のための実践的な職場からの闘いが報告され、参加者全体で闘いを共有しました。本橋書記長の答弁で、本人の同

意なき一方的な休日出勤指定反対のための闘いを、今後さらに強力に推し進めるために奮闘することを確認しました。加藤副委員長の閉会挨拶、木下委員長の団結ガンパローで臨大を終了しました。

昨年10月からの本人の同意なき一方的な休日出勤の再開に対して、職場では声を上げ、さらには苦情申告の内容を豊富化し、その内容を掲示物にして、とにかく一方的な休日出勤指定はノーという姿勢を会社にも他労組合員にも表明してきました。しかし会社は、あるときは下手に出ながら、あるときは業務命令だと強権的に休日出勤をさせています。

私たちは一昨年、年休裁判を立ち上げました。会社は裁判の準備書面で「年間休日120日と年休20日間を休ませる要員は確保している」「乗務員養成、乗務員の配置換えなどの対策を行って、なお労働力が足りず、年休失効が予測される場合は、休日出勤させてまで年休を発給する」と表明しています。

このように会社は、社

し進めるために奮闘することを確認しました。加藤副委員長の閉会挨拶、木下委員長の団結ガンパローで臨大を終了しました。

最後に私たちは、これらの闘いを通じて、J R 連合との明らかな違いを見せつけなくてはなりません。そして、組織拡大を勝ち取るではありませんか。共にがんばりましょう。



やるべきことはやりつづけて!

木下中央執行委員長挨拶

会的に明らかにしてしまつた以上、裁判に負けなため、今、なりふり構わず年休を発給していると思いません。このことは我々の闘いの成果として確認できると思います。

しかし、休日出勤をさせなければ年休を発給することができないということは、年間休日120日さえも休日として休めないというものであり、会社の「年間休日120日と年休を休ませる要員は確保している」との主張は矛盾しています。

会社は、休日出勤は「臨時列車対応だ」と言っていますが、10月以降の列車本数はほとんど変化がありません。しかし、年休発給数は飛躍的に増えています。この事実を見ても休日出勤の再開は臨時列車対応ではなく、会社として年休失効が発生すれば年休裁判で不利になると判断した証左だと思えます。

J R 総連からアドバイスを頂きました。大きくは2つだと考えています。1つは、私たちが取り巻く情勢です。安倍政

権下で戦争法、そして共謀罪が成立をしていいます。13年前とは飛躍的に弾圧体制が強化されています。闘いへの連帯と広がりをつくり出していく力を持つていくからこそ権力は、あの手この手で弾圧をしてくるのだと思えます。常にJ R 総連とその単組は組織破壊の対象であるということですね。2020年東京オリピック・パラリンピックに向けて、テロ対策と称した弾圧体制をしいてくることは容易に想像ができます。

世間では、諦めて声を出せない労働者が多くいます。J R 東海の中にも多くいます。しかし、私たちJ R 東海労は声を上げられます。ただ、声の上げ方は色々あると思います。世の中、休日出勤が当たり前前々だからと、諦めずに声を上げて、世の中を、そして会社のことを通じてJ R 東海労の未来をつくらせていくという風に考えます。

もう1つは、取り組む

すでにJ R 総連のお力添えを頂き、NHK記者への説明の場を設けて頂きました。働き方改革関連法が4月から施行されます。この法律の本質は労働者をいかに安く働かせるかの法律です。しかし、表向きは労働者の保護、ゆとりある働き方を目指す法律ですから、J R 東海の一時的休日出勤指定は、この改革関連法に逆行するということを関係省庁、国会議員に働きかけ、一方的な休日出勤指定を止めさせる闘いを社会的にもつくり出していくことだと思えます。

こと、やるのがまだま

賓客 情勢を見極めて前に進もう！ JR総連榎本委員長挨拶



昨年12月14日に木下委員長と本橋書記長にJR総連事務所にお越し頂いた経緯を聞きました。組合員の皆さんの怒りが沸点に達しているということとを、JR総連執行部は理解をしました。併せてJR総連からは、JR東海労の闘いと連帯をしていくことを表明させて頂きました。

ました。マスコミ報道によると、昨年2月、当時の富田社長が官邸に呼ばれ、スト権確立はさせるなど強く言われたようです。相当な強い官邸の意思が働いたということだと思えます。勿論、一企業の労使関係に官邸が口を挟むということは論外であり、ナンセンスだと思います。

能力があるのか、そういうことを一つひとつ見極めながら進んでいます。従って、まずは連合本部にJR東海の理不尽な行為、JR連合の犯罪性

を暴き出していく。併せて、JR総連推薦議員懇にも、地道に粘り強く、JR東海の犯罪性について訴えていく。勿論、交運労協、マスコミ、厚労省、国交省もそうでしょう。必要であればITF本部に行つて力を借りる、ICLSにも報告する。まずは、そういう取り組みを行つて頂いて、その上で、どうするかで

す。JR西労が、新幹線300km体感訓練中止を会社に8回団体交渉を申し入れて、けんもほろろでした。しかし、トンネルの体感訓練はなくなりませんでした。世論にアピールし、犯罪性が暴露されること、会社にとって一番嫌なことなんです。嫌なことを進めるべきだと思います。

ならないと思いました。私たちの最大の目的は組織拡大を勝ち取る事です。広く社会に訴える闘いの中で、他労組合員にJR連合との違いを見せつけなければなりません。

にやり切らないと、JR東海労一丸となつて闘つていかないと、組織の展望がなくなります。ここは、みんなの力を結集して、前に進んでいきたいと考えます。



榎本委員長

JR総連を取り巻く情勢についてお話をします。JR東労組から3万5千人の組合員が脱退しました。

来年オリンピックが開催されますが、安倍首相と官邸の目的は、テロ対策と治安弾圧です。治安確立です。オリンピックで、平和の祭典であるはずのスポーツを利用して、一気に憲法改正に反対する勢力、あるいは階級性を持つている労働組合をぶつつぶす、そういう意思の表れと言っても過言でないと思えます。

私は、JR総連運動を牽引するに当たって、色々な見方・分析をします。例えば、この方針は安倍首相、葛西名誉会長にとつてどう思われる、どのような弾圧がくるのかどうか。連合、世論は支持してくれるのかどうか。そして、その方針で、組合員と家族が幸せになれるのか、闘う組織を残せるのか、破壊される可

能性があるのか、そういうことを一つひとつ見極めながら進んでいます。従って、まずは連合本部にJR東海の理不尽な行為、JR連合の犯罪性

を暴き出していく。併せて、JR総連推薦議員懇にも、地道に粘り強く、JR東海の犯罪性について訴えていく。勿論、交運労協、マスコミ、厚労省、国交省もそうでしょう。必要であればITF本部に行つて力を借りる、ICLSにも報告する。まずは、そういう取り組みを行つて頂いて、その上で、どうするかで

す。JR西労が、新幹線300km体感訓練中止を会社に8回団体交渉を申し入れて、けんもほろろでした。しかし、トンネルの体感訓練はなくなりませんでした。世論にアピールし、犯罪性が暴露されること、会社にとって一番嫌なことなんです。嫌なことを進めるべきだと思います。

にやり切らないと、JR東海労一丸となつて闘つていかないと、組織の展望がなくなります。ここは、みんなの力を結集して、前に進んでいきたいと考えます。



社会的広がりをつくろう！ 本橋書記長答弁

入れ、情宣活動の強化、職場においては、管理者への抗議や苦情申告、休日出勤に指定された日に年休を時季指定するとか、そのような闘いを当面継続するという事です。

も、マスコミを使うことで最終的に解消することができました。このようなことを追求しなければ

たいと考えています。会社に対する闘い、休日出勤を解消する闘い、広く社会に訴える闘いは、全組合員の力で本



大阪第一、第二運輸所分会の仲間から上申書を頂き、執行委員会でも臨時大会の開催を決定しました。その後、本部は職場討議資料を作成して、ストライキ権確立の選択肢も視野に入れて議論してきました。

しかし12月14日、JR総連からは、社会的な広がりをつくる取り組みはないのかということを提起されました。そして、12月16日、1月14日の代表者会議で具体的闘いを提起しました。

JR西労の仲間の皆さんは、300km体感訓練の時に8回の団交を重ねても駄目でしたけれど

も、マスコミを使うことで最終的に解消することができました。このようなことを追求しなければ

たいと考えています。会社に対する闘い、休日出勤を解消する闘い、広く社会に訴える闘いは、全組合員の力で本

にやり切らないと、JR東海労一丸となつて闘つていかないと、組織の展望がなくなります。ここは、みんなの力を結集して、前に進んでいきたいと考えます。

臨大確認に基づく申し入れ提出

本部は1月21日、「JR東海労第34回臨時大会決定に基づく、本人の同意なき一方的な休日出勤指定」に関する申し入れ(『申第25号』、団体交渉の開催)を、以下の内容で提出しました。

1. 本人の同意なき一方的な休日出勤は指定しないこと。
2. 前月10日の休日予定表に休日出勤指定予定日を明らかにすること。
3. 休日出勤指定予定に対して、年休時季指定した場合は本人の同意が得られなかったとみなし、休日出勤指定を行わないこと。
4. 組合員が時季指定した年休をすべて発給すること。
5. 休日出勤を解消するために、適正な要員を措置すること。
6. 要員確保のために、乗務員の養成数を増やすと共に、養成を見越した社員数を採用すること。
7. 専任社員には休日出勤を指定しないこと。